

# 国際課税関係説明資料

## 国際課税関係資料（目次）

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| ・ 国際課税の現状と課題                   | 1  |
| ・ 外国税額控除                       | 2  |
| ・ 外国税額控除の仕組み（１）（直接税額控除）— 支店形態  | 3  |
| ・ 外国税額控除の仕組み（２）（間接税額控除）— 子会社形態 | 4  |
| ・ みなし外国税額控除                    | 5  |
| ・ 外国法人課税                       | 6  |
| ・ 移転価格税制                       | 7  |
| ・ 移転価格税制の仕組み                   | 8  |
| ・ 過少資本税制                       | 9  |
| ・ 過少資本税制の仕組み                   | 10 |
| ・ タックス・ヘイブン税制                  | 11 |
| ・ タックス・ヘイブン税制の仕組み              | 12 |
| ・ 我が国の租税条約ネットワーク               | 13 |
| ・ 国際課税に係る基本的考え方の推移             | 14 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ・ 様々な事業体を通じたクロスボーダー取引の例 .....    | 15 |
| ・ グローバル・トレーディングの例 .....          | 16 |
| ・ 「有害な税の競争」の問題点 .....            | 17 |
| ・ O E C Dにおける「有害な税の競争」への対応 ..... | 18 |

# 国際課税の現状と課題

## < 国際課税を取りまく環境 >

### 経済活動の一層の国際化

- 企業の事業形態の多様化
- 個人の投資活動の多様化

### 情報化の進展

- 電子商取引はクロスボーダー取引への参加を容易にする
- サービス取引、無形資産取引の重要性
- 新たな形の取引の出現

### 有害な税の競争

- 金融その他のサービス活動に対する優遇措置の導入

## < 国際課税に係る制度 >

### [ 趣旨 ]

- 国際的二重課税の排除
- 我が国の課税権の確保

### [ 制度の枠組み ]

#### ○ 国内法

- ・ 外国法人課税制度
- ・ 外国税額控除制度
- ・ 移転価格税制
- ・ 過少資本税制
- ・ タックス・ヘイブン税制

#### ○ 国際課税ルール

- ・ 二国間租税条約
- ・ 条約モデル
- ・ 各種ガイドライン

## < 現状認識 >

- クロスボーダー取引の量的増加・質的变化は、課税の競合、課税繰延べや租税回避の機会を急速に増加
- このような傾向は、我が国の課税ベースを侵食するとともに、税制の公平性・中立性を著しく損なうおそれがある。

## < 今後の課題 >

### [ 基本的な考え方 ]

- わが国の課税ベースの侵食防止
- 税制の公平性・中立性の確保

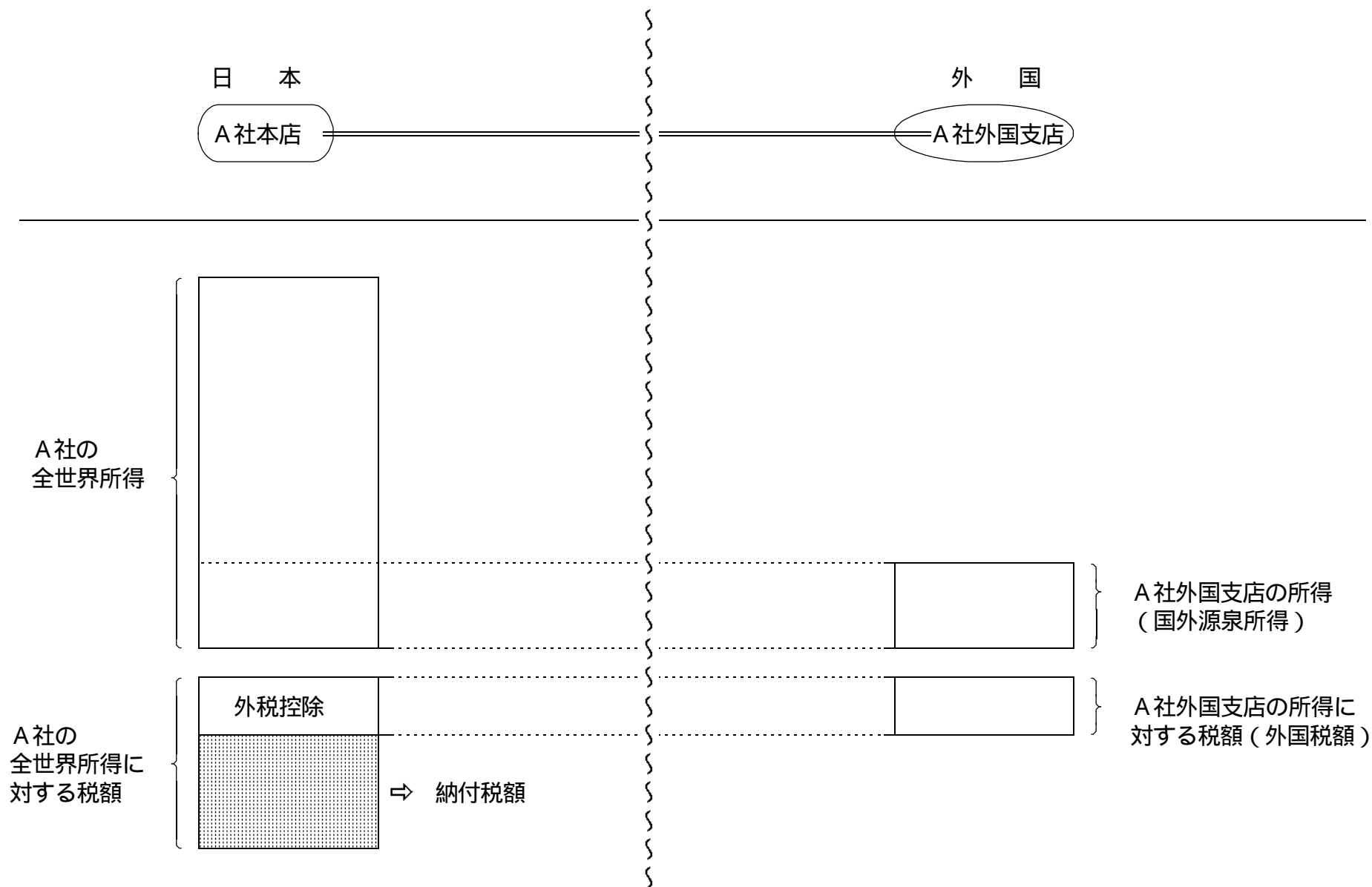
### [ 具体的な課題 ]

- 事業形態の多様化への対応
- 外国税額控除制度のあり方
- 国家間の課税ベースの配分
- 高度化するタックスプランニングへの対応
- 執行上の困難さへの対処
- 国際的なルール作り・議論への積極的な参加

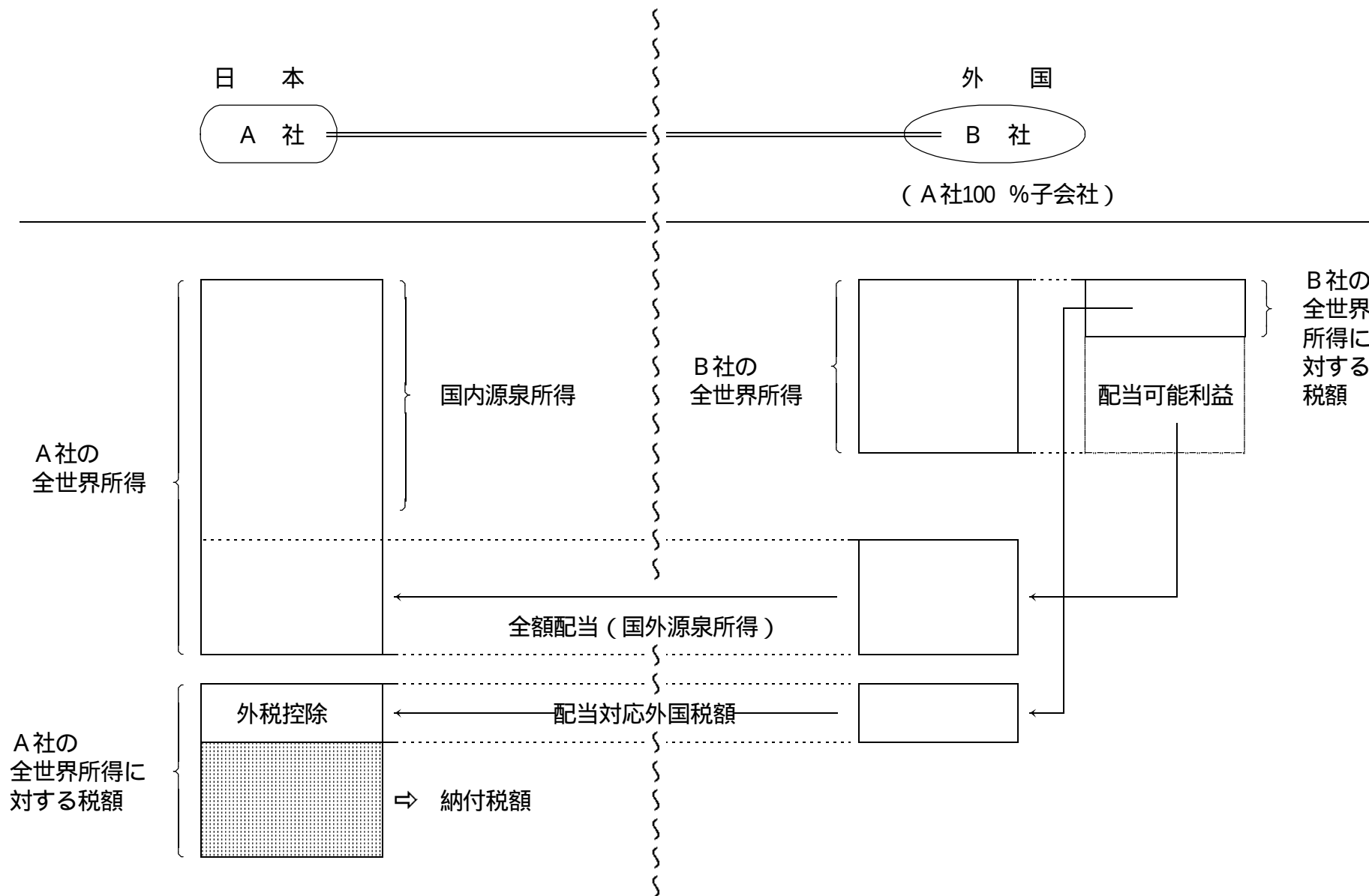
## 外国税額控除

- 外国税額控除制度は、国際的な二重課税の排除措置として国際的に確立した制度。
- 外国で納付した外国税額を、国外所得に対しわが国で納付すべき法人税額の範囲内で、控除することを認める。
  - 内国法人が直接納付した外国税額を控除する直接外国税額控除と、外国の子会社等が納付した外国税額のうち内国法人が受ける配当に対応する部分を控除する間接外国税額控除がある。
  - 開発途上国に対する経済協力という政策的配慮から、租税条約においてみなし外国税額控除が認められる場合がある。

## 外国税額控除の仕組み(1) (直接税額控除) — 支店形態



## 外国税額控除の仕組み(2) (間接税額控除) — 子会社形態



## みなし外国税額控除

- 開発途上国は、自国の経済開発を促進するために、海外からの投資に対して租税上の優遇措置を講ずることが多い。他方、進出企業の本国では、二重課税を避ける観点から、進出企業に対し通常の外国税額控除が適用される。その結果、開発途上国で減免した分は進出企業の本国の税収に反映されることになる（外国税額控除が少なくなる。）。
- みなし外国税額控除（タックス・スベアリング・クレジット）とは、開発途上国が減免した租税を、進出企業があたかも納付したものとみなして、進出企業（の親会社）がその本国で納付すべき租税の額から控除するものである。
- 我が国としては、開発途上国から強い要望がある場合に、開発途上国への経済協力という政策的配慮から、租税条約上みなし外国税額控除を規定することに応じてきている。
- ただし、みなし外国税額控除を供与するに当たっては、課税の公平や中立性の観点から、合理的な範囲に限り認めることとしている。

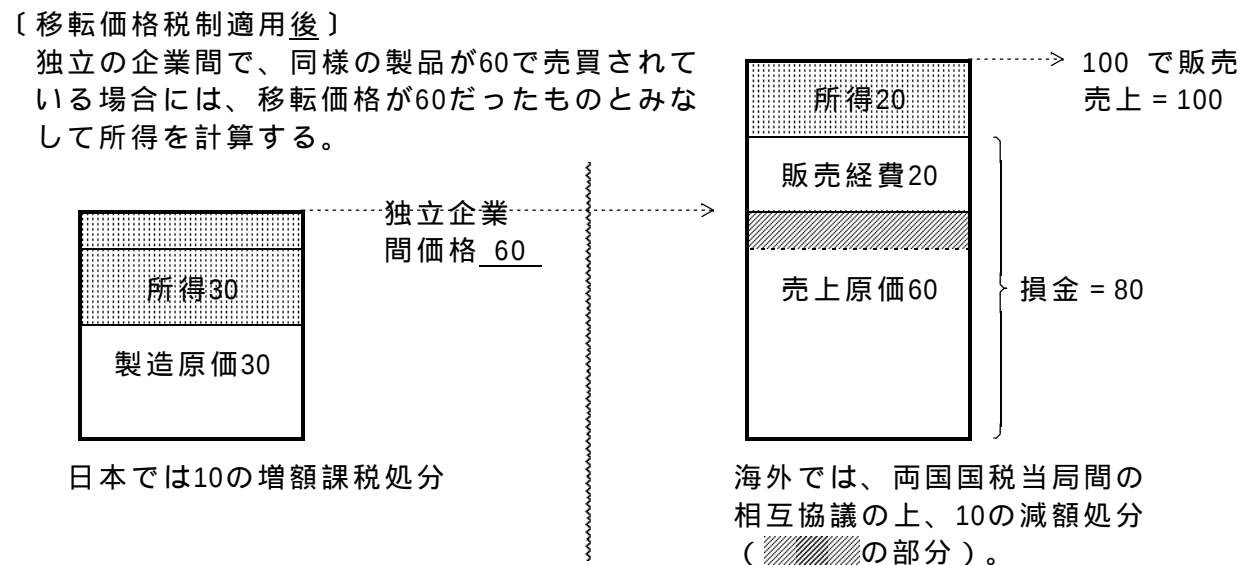
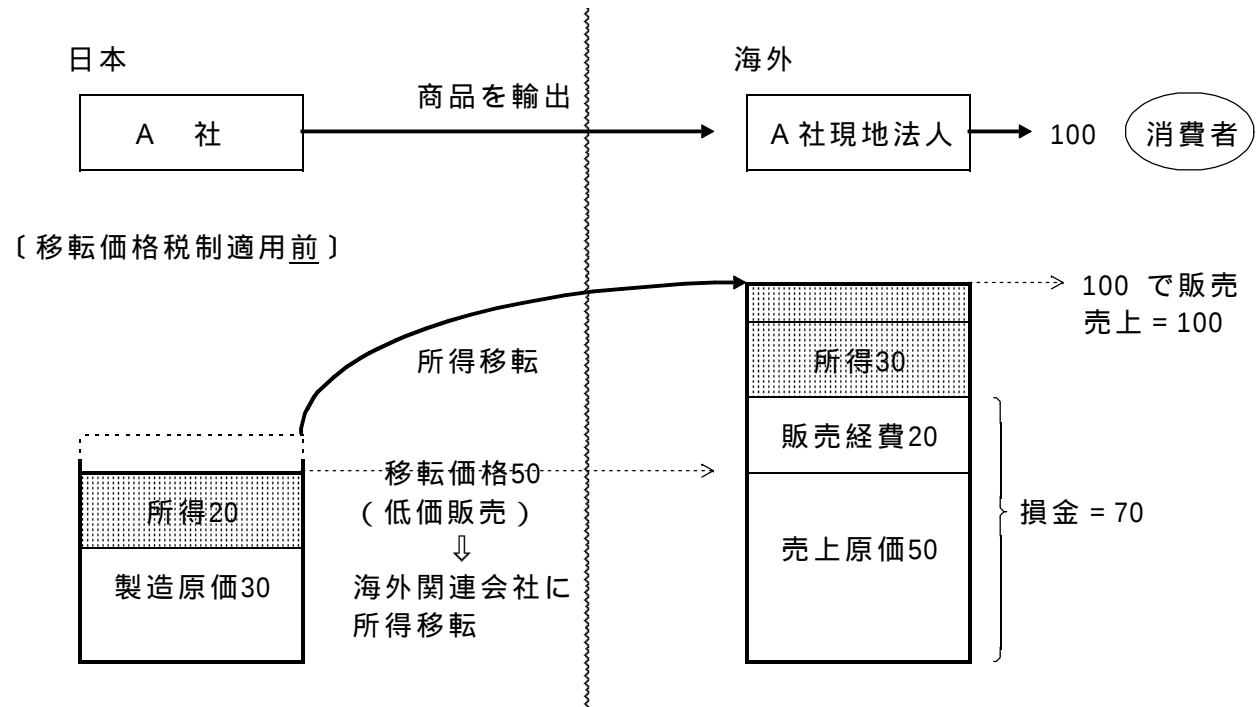
## 外国法人課税

- 外国法人とは、内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）以外の法人をいう。  
（注１）内国法人には、外資系内国法人を含む。
  - 外国法人は、国内源泉所得について我が国の納税義務を負う。（属地主義による課税）
    - 我が国に支店等(PE)（注２）を有する外国法人は、以下のとおり課税される。
      - ・ 事業所得については、法人税課税
      - ・ 利子、配当、使用料等の所得については、源泉徴収の上、法人税課税
    - 我が国に支店等(PE)を有しない外国法人は、以下のとおり課税される。
      - ・ 事業所得については、課税されない。
      - ・ 利子、配当、使用料等の所得については、所得税の源泉分離課税(注３）（実効的課税確保の方法）
- （注２）PE：恒久的施設（Permanent Establishment）とは、支店等事業を行う一定の場所をいう。
- （注３）国内税法で 15%～20%の源泉徴収、大部分の租税条約で 5～15%に軽減。

## 移 転 価 格 税 制

- 企業が海外の関連企業との取引を通常の価格と異なる価格で行えば、一方の利益を他方に移転することが可能となる。
- 移転価格税制とは、このような海外の関連企業との間の取引を通じる所得の海外移転を防止するため、その取引を通常取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいる。）に引き直して課税する制度。

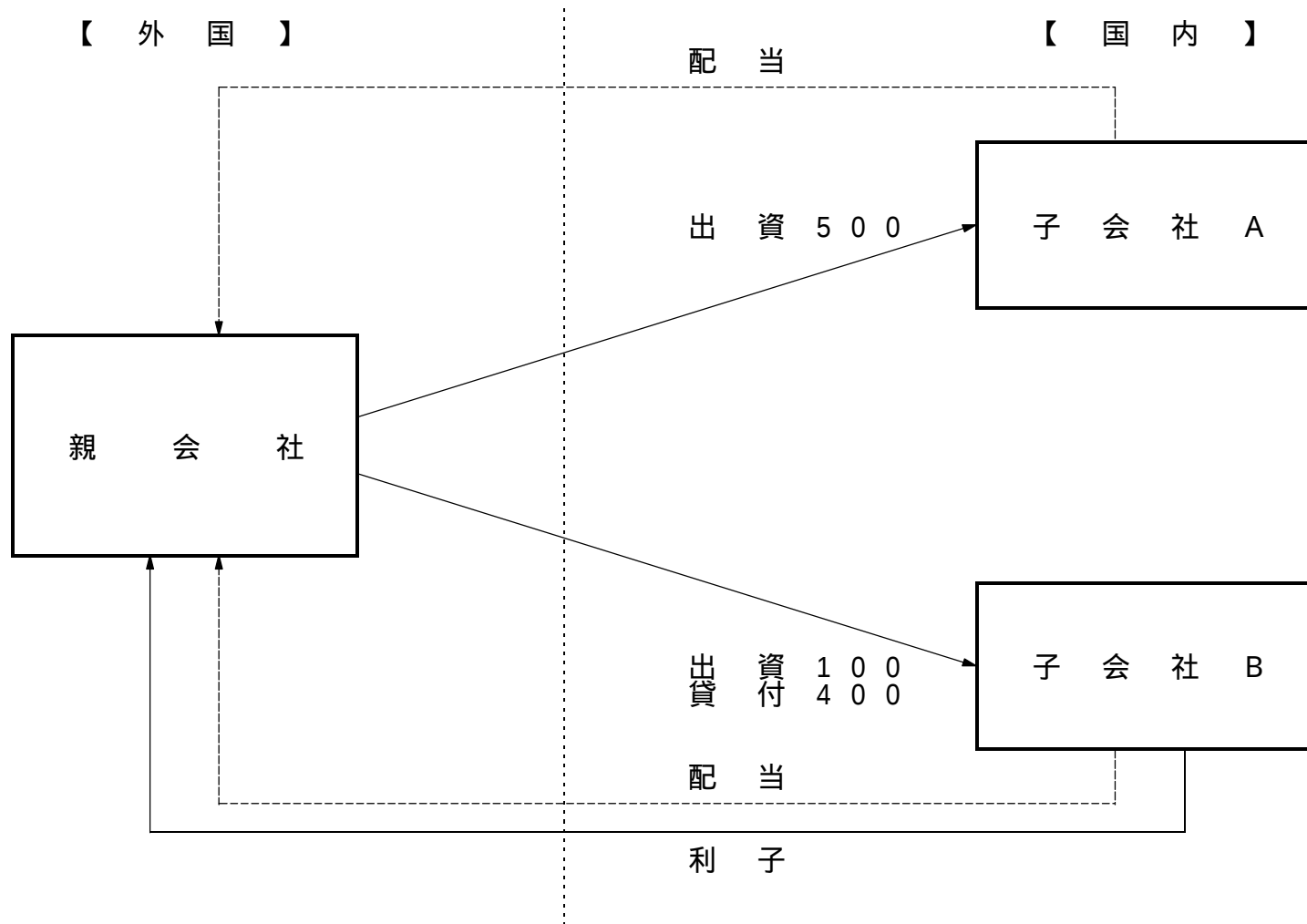
# 移転価格税制の仕組み



## 過 少 資 本 税 制

- 外国企業が我が国に子会社（現地法人）を設ける場合、在日子会社に対する出資を少なめにし、その分貸付けを多くすれば、在日子会社の所得に対する課税上、(ア)出資に対する配当は損金として控除されないが、(イ)貸付けに対する支払利子は損金として控除されるので、我が国の法人税が減少する。
- 過少資本税制とは、海外の関連企業との間において、出資に代えて貸付けを多くすることによる税負担の軽減を防止するために、一定の支払利子の損金算入を認めないこととする制度。

## 過少資本税制の仕組み



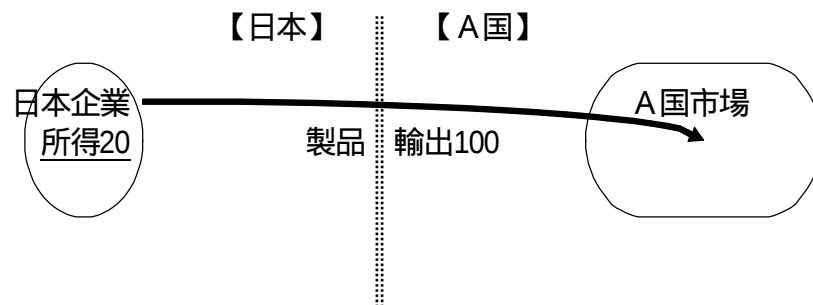
## タックス・ヘイブン税制

- 我が国の企業が税負担の著しく低い国（タックス・ヘイブン）に子会社を設立し、その子会社との取引を通じて利益を移転したり、その子会社に資産運用をさせてその会社に利益を留保すれば、我が国での法人税課税を免れることができる。
- タックス・ヘイブン税制とは、このような海外子会社を利用した租税回避行為を防止するため、海外子会社の留保所得を、その持分に応じて、親会社の所得に合算して課税する制度。

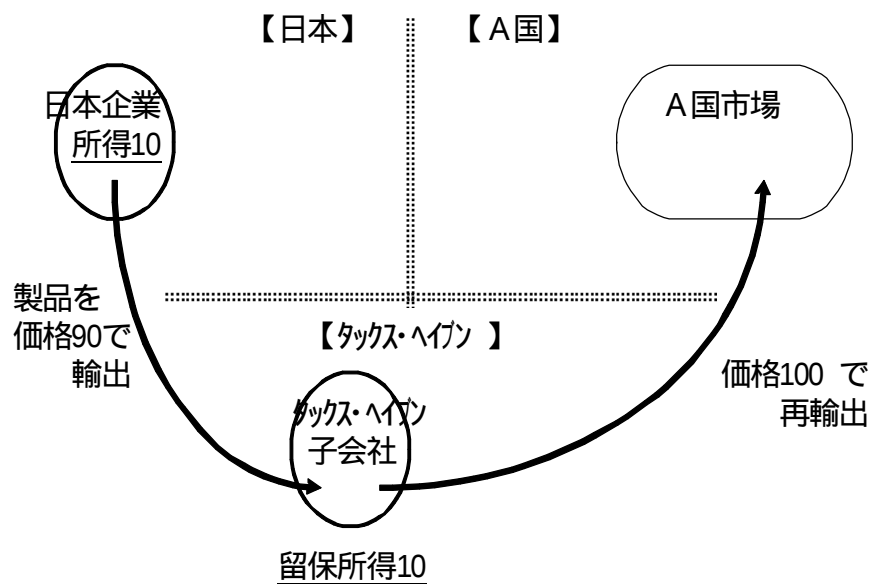
## タックス・ヘイブン税制の仕組み

《タックス・ヘイブン子会社を利用しない取引》

—— 日本企業が原価80の製品を 100でA国に販売し、20の所得を計上 ——



《タックス・ヘイブン子会社を利用した取引》



タックス・ヘイブン税制

本邦企業がタックス・ヘイブンに設立した子会社に留保された所得（左図では10）を本邦親会社の所得に合算して課税する。